

# 秋田県公報

## 公安委員会規則

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（一一一・捜査課）

### 公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第12号

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年1月8日

秋田県公安委員会委員長 藤 井 明

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察の組織に関する規則（昭和45年秋田県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項の表中

刑事部等	刑事調査官	命を受け、死体の検視、見分、検する。
	広域捜査官	命を受け、広域重要事件の捜査にする。

証等の事務を掌理

関する事務を掌理

を

刑事部等	刑事調査官	命を受け、死体の検視、見分、検する。
	広域捜査官	命を受け、広域重要事件の捜査する。
刑事企画課	国際犯罪捜査情報官	命を受け、国際犯罪に関する情等の事務を掌理する。

検証等の事務を掌理

に関する事務を掌理

報収集、分析、管理

に改める。

#### 附 則

この規則は、平成14年1月11日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話 (0862) 8766 F A X (0863) 0005  
 E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原繁雄